

最低制限価格の算出基準の見直し

坂出市が発注する建設工事で、令和6年4月1日以降に行われる指名競争入札において、最低制限価格の算出基準を令和4年3月中央公契連モデルに改正します。

現行	改正後
①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×90% ④一般管理費× <u>55%</u>	①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×90% ④一般管理費× <u>68%</u>
①～④の合計額 (千円未満の端数は切り捨て)	①～④の合計額 (千円未満の端数は切り捨て)
【上限値】：予定価格の92% 【下限値】：予定価格の75%	【上限値】：予定価格の92% 【下限値】：予定価格の75%

上記①から④に掲げる額が明確に区分されていないもの、または市長が特に認めたものについては、上記の設定方法にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額とする。